

## 一般事業主行動計画

当社は、従業員が仕事と子育てを両立させることによりその能力を十分に発揮することができるようにするため、下記の通り行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間 令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間
2. 内容 育児休業を取得しやすい環境の整備として、男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。
3. 対策 令和4年11月1日～ 「パパ・ママ育休プラス」、「産後パパ育休」、「育児休業の分割取得」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについてのパンフレットを整備する。  
令和5年 1月1日～ 整備したパンフレットを社内に掲示し又は従業員に配布する。  
また、従業員やその配偶者が妊娠・出産したこと等を会社が知ったときに、当該従業員に対し当該事項を個別に知らせる。

以上

令和4年9月15日

マセキ建設株式会社